○総務省告示第五百三十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

表十一の項及び十二の項を次のように改める。

十一　915.7MHzを超え928.1MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	
1　告示第42号第1項第4号㈠及び第10項第2号㈠アのもの	200kHz
2　告示第42号第1項第4号㈡及び第10項第2号㈠イのもの	400kHz
3　告示第42号第1項第4号㈢及び第10項第2号㈠ウのもの	600kHz
4　告示第42号第1項第4号㈣及び第10項第2号㈠エのもの	800kHz
5　告示第42号第1項第4号㈤及び第10項第2号㈠オのもの	1,000kHz
十二　928.1MHzを超え929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	
1　告示第42号第1項第4号㈠のもの	100kHz
2　告示第42号第1項第4号㈡のもの	200kHz
3　告示第42号第1項第4号㈢のもの	300kHz
4　告示第42号第1項第4号㈣のもの	400kHz
5　告示第42号第1項第4号㈤のもの	500kHz

○総務省告示第五百三十六号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

第一項第八号を次のように改める。

8　電波法第四条第三号に規定する無線局であって、電波法施行規則第六条第四項第十号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備を使用する端末設備

○総務省告示第五百三十七号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同規則第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

第一項の表十三の項を次のように改める。

十三　電波法第四条第三号に規定する無線局であって、電波法施行規則第四条の四第二項第五号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システム（以下「七〇〇MHz帯高度道路交通システム」という。）の無線局の無線設備	四八ビット以上

第二項の表三の項を次のように改める。

三　テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備	(1)　テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）を使用するものにあっては、受信機入力電圧が七マイクロボルト以下の場合に判定を行う。 (2)　九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、受信機入力電力が（一）八〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合に判定を行う。 (3)　テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百六十二号）附則第七条第一項に規定する九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する旧特定小電力無線局のものに限る。）を使用するものにあっては、受信機入力電力が（一）七五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合に判定を行う。 (4)　データ伝送用の特定小電力無線局の無線設備（一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）を使用するものにあっては、受信機入力電圧が四・四七マイクロボルト以下の場合に判定を行う。

第二項の表に次のように加える。

十　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備	受信機入力電力が（一）五三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）未満の場合に判定を行う。

第三項第四号を次のように改める。

4　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の無線設備を使用する端末設備等

第四項第一号中「構内無線局」を「七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局」に改める。

第五項第十三号を次のように改める。

13　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線設備を使用する自営電気通信設備

○総務省告示第五百三十八号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

第一項の表七十二の項を次のように改める。

七十一　削除	削除

別表第四十八を次のように改める。

別表第四十八　削除